

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中川区江松五丁目608番地

氏 名 有限公司水谷ケミカル
代表取締役 水谷真伸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年月日 令和5年5月29日

許可の有効年月日 令和12年5月28日

**1. 事業の範囲**

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）
 ／汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃油（引火性廃油及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）／廃酸（pH2.0以下のもの及びアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃アルカリ（pH12.5以上のもの及びアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／鉱さい（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むものに限る。）／ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／感染性産業廃棄物／廃石綿等

(以上 9項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年5月29日 新規許可
 平成30年10月4日 住所の変更
 令和5年5月29日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無
市名 — 許可番号 —**6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無**

有

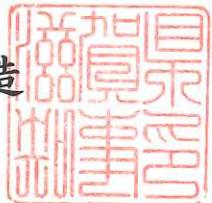
有限会社水谷ケミカル

令和 5 年 3 月 22 日付けで申請のありました特別管理産業廃棄物収集運搬業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和 5 年(2023年) 5 月 29 日

滋賀県知事

三日月大造



1. 許可業種

収集運搬業（積替えのための保管を除く）

2. 特別管理産業廃棄物の種類

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアノ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃油（引火性廃油及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）／廃酸（pH2.0以下のもの及びアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアノ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃アルカリ（pH12.5以上のもの及びアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアノ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／鉱さい（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むものに限る。）／ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／感染性産業廃棄物／廃石綿等

（以上 9項目）

3. 許可期限または条件

許可期限は令和12年(2030年) 5月28日までとします。

教示事項

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。